

有事法制関連法案についての事務局長コメント

2002年 4月 16日

連 合 北 海 道

本日、政府は、現在開会中の第154通常国会に我が国有事の際の全般的事項を規定した平和安全法案（武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国および国民の安全の確保に関する法案）、自衛隊法改正案（自衛隊の活動を円滑にするための自衛隊法一部改正案）および安全保障会議設置法改正案（安全保障会議の機能強化を図る国会設置法改正案）のいわゆる有事法制関連法案を提出した。

われわれ連合は、我が国の外交・防衛のあり方について、日本国憲法の遵守、国連中心主義による外交努力を基本に、アジア諸国との連携に基づくアジア・太平洋地域の安定および世界平和の実現に向けて、日本が積極的役割を果たすべきとし、新世界秩序形成に向けた国連等の活動への積極的協力、日米安保条約を含む日米関係の維持、専守防衛、徹底したシベリアンコントロール、非核三原則を前提に自衛隊を認める基本方針を明らかにし、防衛論議については、国民の権利と義務との関係および民主主義のルール遵守を前提に、平時対応・周辺事態対応・有事体制の区分のなかで、国民的論議を行えるよう努めるとしてきた。また、政府における統一解釈では、憲法第9条の下において認められる自衛権の発動としての武力行使について、(1)我が国に対する急迫不正の侵害があること、(2)これを排除するために、他の適当な手段が無いこと、(3)必要最小限度の実力行使に止まるべきこと、という3要件に該当する場合に限られるとしてきた。

こうした連合の政治方針などを踏まえ、以下の通り連合北海道としての有事法制に対する見解を明らかにし、連合本部で進められている論議に反映させるよう最大限の努力を行う。

1. 本日の閣議決定に至る経緯をみても明らかな通り、法律案は二転三転し、拙速を期す余り、国民保護のための法制など関連法律の提出が間に合わず、その提出時期を法案に明記するに止まるなど、国民的論議とコンセンサスを獲得する土台が欠けていると言わざるを得ない。
2. また、法律が対処するとしている武力攻撃事態についても、武力攻撃の恐れのある事態を含むとするなど定義が不明確で1999年に制定された周辺事態法（周辺事態に際して我が国の平和および安全を確保するための措置に関する法律）との関連も曖昧であり、拡大解釈の余地があり、したがって憲法が禁止する集団的自衛権の行使につながる恐れがあり、明確な区分と我が国の主権が担保されなければならない。

3. 更に、首相の代執行措置権と地方自治法や憲法が保障する基本的人権、米軍に対する国内法の適用除外、シビリアンコントロールの確保など多くの論点があり、いずれも我が国の憲法の枠内でなければ認められない。
4. 以上のような問題、課題を中心に、連合本部における論議に反映するよう努力するとともに、「憲法の枠内であること」、「集団的自衛権の行使は認めないこと」、「国民を守る有事法制であること」を基本にし、国民的コンセンサスを得る十分な国会議論を求める。

以 上